

2021 年度 博士学位申請論文（要約）

子どもの自殺をめぐる人びとの実践の教育社会学的研究

今井 聖

目次

序章	1
1. はじめに	1
2. 本稿の問い	4
3. 本稿の構成	5
第1章 子どもの自殺はいかに問われてきたのか： 先行研究の検討	9
1. 本章の目的	9
2. 『教育社会学研究』誌上の「自殺」を対象にした論文	9
3. 伊藤茂樹の「子どもの自殺」研究	12
4. 北澤毅の「いじめ自殺」研究	19
5. 結語：残された課題としての〈子どもの自殺をめぐる人びとの実践〉の解明	22
補論（1）：「自殺」はいかに問われてきたのか	25
第2章 子どもの自殺をめぐる人びとの実践への着目： 本稿の基本方針	28
1. 本章の目的	28
2. 先行研究の方法論的位置づけ：「社会問題の構築主義」を参照して	29
2.1. 「社会問題の構築主義」に対する「OG 批判」	29
2.2. 「社会問題の構築主義」における諸類型	31
2.3. 伊藤（2014）および北澤（2015）の方法論的位置づけ	33
2.4. 「一般化批判」の方法論的示唆	36
3. 本稿の基本方針の提示：子どもの自殺をめぐる人びとの実践への着目	41
第3章 子どもの自殺はいかに語られていたのか： 戦後から 1970 年代を中心とする「子どもの自殺」言説の検討	44
1. 本章の目的と課題	44
2. 分析の対象	44
2.1. 資料	44
2.2. 統計	45
3. 分析の基本的立場と焦点	48
4. 分析	52
4.1. 1950 年代における「子どもの自殺」言説の検討	52
4.1.1. 新聞報道における未成年者の自殺	52

4.1.2. 未成年者の自殺への「クレーム申し立て活動」	54
4.1.3. 児童生徒の自殺事件と学校の関係	57
4.2. 1960年代における「子どもの自殺」言説の検討	59
4.2.1. 学業・受験を苦しめた自殺の数え上げ	59
4.2.2. 自殺の「低年齢化」傾向の指摘	60
4.3. 1970年代以後の「子どもの自殺」言説の検討	63
4.3.1. 「子どもの自殺」の「増加」「低年齢化」のレトリック	63
4.3.2. 「子どもの自殺問題」への公的機関の反応	70
4.3.3. 「子どもの自殺」に関する統計上の「学校問題」	72
5. 議論	76
6. 結語	78

第4章 子どもの自殺に関する学校の「責任」を問う論理：子どもの自殺に関する裁判の展開と裁判外の実践に着目して

1. 本章の問いと目的	80
2. 本章の議論の射程：対象としての法的責任と社会的責任	80
2.1. 「責任」についての哲学的議論の概観	80
2.2. 「責任」の社会学的探究の方法：実践の分析に向けて	85
3. 子どもの自殺に対する学校・教師の法的責任を問う実践	86
3.1. 「体罰自殺」事件における学校・教師の法的責任	87
3.1.1. 体罰と自殺の相当因果関係が否定された裁判例	88
3.1.2. 体罰と自殺の相当因果関係が認定された裁判例	89
3.1.3. 小括	92
3.2. 「いじめ自殺」裁判の立論と裁判例の整理	93
3.2.1. 「いじめ自殺」裁判で学校の法的責任が問われる場合	93
3.2.2. 「画期的」判決としての大津市事件の裁判判決	95
4. 「いじめ自殺」事件における学校・教師の社会的責任：大津市事件に着目して	97
4.1. 裁判外での「責任」を問う実践	97
4.1.1. 大津市事件の問題化過程における「自殺の練習」報道	97
4.1.2. カテゴリーにもとづく理解と責任の帰属	101
4.1.3. 当事者性のポリティクス	102
4.2. 第三者委員会による事実認定と法的責任	107
5. 結語	110

第5章 「いじめ自殺」事件における過去の再構成：大津いじめ事件における「自殺の練習」報道の検討を中心に

1. 本章の目的	112
----------	-----

2. 先行研究と分析方針	113
2.1. 大津市事件に関する研究	113
2.2. 分析方針：新たな概念としての「自殺の練習」	115
3. 分析：「自殺の練習」の登場とその帰結	117
3.1. “重要な証言”としての「自殺の練習」	117
3.2. 「隠蔽」問題としての「大津いじめ事件」の構成	119
3.3. 同級生によって証言される「自殺の練習」	121
3.4. 「自殺の練習」をめぐる事実認定と加害生徒の証言	123
4. 結語	125
第6章 〈子ども〉の自殺をめぐる補償・救済の論理：災害共済給付制度に おける運用上の変化に着目して	127
1. 本章の目的	127
2. 先行研究	127
3. 分析の対象と視座	129
4. 分析と議論	131
4.1. 「学校の管理下の災害」としての〈子ども〉の自殺の成立	131
4.2. 「学校の管理下における災害」としての自殺の範囲拡大	133
4.3. 争点としての〈高校生〉の自殺	136
5. 結語	138
第7章 「いじめ自殺」事件における事実認定の実践：第三者委員会の活動 に着目して	141
1. 本章の目的	141
1.1. いじめ防止対策推進法の制定と第三者委員会の制度化	141
1.2. 争点としての「いじめ」定義	141
2. いじめ問題といじめ研究の展開	143
3. 分析の対象と視点	145
4. 分析	146
4.1. いじめが認定されない場合の論理（1）：「検討対象の出来事不在」パターン	146
4.2. いじめが認定されない場合の論理（2）：「苦痛の未確認」パターン	147
4.3. いじめが認定されない場合の論理（3）：「総合的検討」パターン	148
4.4. いじめが認定されない場合の論理（4）：「常識的判断」パターン	150
5. 結語	151
第8章 子どもの自殺事件をめぐる学校の対応：「不適切な対応」はいかに 構成されるのか	154

1. 本章の問いと目的	154
2. 先行研究：事件をめぐる学校の対応への着目	155
3. 事例の検討（1）：死因の公表方法に関する遺族と学校の認識の不一致.....	156
4. 事例の検討（2）：児童生徒の自殺事件の発生後における学校関係者の経験	161
5. 結語	166
補論（2）	168
第9章 「指導死」概念は何をもたらしたのか：遺族の語りから見る社会的 経験の変容	173
1. 本章の問いと目的	173
2. 本章の視点：新たな概念のもとでの人びとの実践への着目	174
3. 対象と方法：インタビュー調査および資料収集の概要	176
4. 分析	178
4.1. 「指導死」概念が提起されるまで	178
4.2. 「指導死」と「体罰自殺」の関係をめぐって	180
4.3. 自殺の原因としての「指導」とその例外化.....	183
4.4. 近年の「指導死」事件をめぐる遺族の経験と制度的条件の変化.....	185
5. 結語	188
第10章 「いじめ自殺」事件をめぐる遺族の活動と経験：遺族と学校の対立 関係の解消を目指して.....	191
1. 本章の問いと目的.....	191
2. 「いじめ自殺」事件における「学校の壁」：『いじめ自殺：12人の親の証言』から.....	192
3. 〈遺族〉カテゴリーの社会的意味.....	193
3.1. 〈親〉である〈遺族〉の義務.....	193
3.2. 〈遺族〉としての孤独を語ること	194
3.3. 「被害者」としての〈遺族〉	196
4. 〈遺族〉としての経験の共有	197
4.1. 「同じ」〈遺族〉という理解のもとでの「同じ」経験	197
4.2. 〈遺族〉としての支援と経験の共有.....	198
5. 事件はいかに経験されるのか：大津市事件の遺族の語りから	200
5.1. 〈遺族〉として過去の事例を参照すること	200
5.2. 「いじめ自殺」事件の〈遺族〉として語りうること	202
6. 結語	203
終章	206
1. 各章の議論のまとめ	206

2. 2つの問いに対する解答.....	211
3. 子どもの自殺の過去と現在：〈わからないもの〉から〈わかりうるもの〉への変化.....	213
4. 本稿の意義.....	218
4.1. 本稿の学術的意義.....	218
4.1.1. 教育社会学領域の経験的研究としての意義.....	218
4.1.2. 教育学の「子ども」・「学校」研究に対する意義.....	219
4.2. 本稿の実践的意義.....	220
5. 課題と展望.....	222
引用文献一覧.....	224
初出一覧.....	234
付記.....	236

【論文の要約】

本稿は、「子どもの自殺」問題の諸相を人びとの実践として捉え、その具体的なありようを社会学の立場から検討するものである。そうした作業を通じて本稿が目指すのは、今日、子どもの自殺という事象をめぐる生じている関係者たちの対立的なあり方を変えていく方向性を探ることである。

以上の目的のもと、本稿では次の2つの問いを設定した。第1に、子どもの自殺はいかに学校と関係づけられてきたのか。第2に、子どもの自殺が「学校問題」として捉えられるようになったのち、個々の子どもの自殺事件をめぐる人びとはいかなる事態を経験し、何を争ってきたのか。これらの問いを解き明かす作業を通じて子どもの自殺をめぐる人びとの実践のありようを問い直すことで、今日的なありようをより望ましいかたちへと変えていくための道筋を探ることが可能になるはずだ。以上が、本稿の議論の出発点である。

そもそも「子どもの自殺」とはどのような出来事だろうか。本稿ではまず序章にて、この点を議論したが、その大きな特徴は「悲劇」性、「悲劇」としての理解可能性にある。もちろん、誰かが命を落とす事態を意味する自殺という出来事は、多くの場合、それ自体が悲劇的なものであろう。しかしそれでも、「大人」の自殺であれば例外もある。たとえば、ある哲学者によって遂行された自殺は決意のもとでの積極的な自殺とされ、悲劇とは見なされなかった(須原 2008)。翻って「子ども」の自殺は残された人びとにとって悲劇として経験される他ない、といった性質を有する事象である。

そして、子どもの自殺が悲劇的な出来事に他ならぬものであるからこそ、その発生をいかにして防ぐのが重大な社会的課題となる。だが現実的には、子どもの自殺の発生を完全に防ぐことも困難な課題である。そうである以上、予防論だけでなく、それが起きてしまった後に残される人びとがどのように事態を収めているのかを検討することも、重要な課題であるはずだ。本稿は、そのような関心から、子どもの自殺をめぐる人びとの実践を見つめ直すものである。

本稿の議論の前提を確認する序章ではさらに、子どもの自殺がまさに今日の日本社会においていかなる事象として理解され、語られているかを確認した。子どもの自殺はしばしば「学校生活」、なかでもとりわけいじめや体罰といった事象と因果的に結びつけて語られている。また、学校や教師の不適切な対応が事態を悪化させている側面があるといった認識も、半ば自明の常識として語られている。そうした言説においても確認できるのは、子を亡くした保護者である遺族と学校・教師側の鋭い対立の構図である。子どもの自殺という事象をめぐるはそれらのアクターの対立が中心となるが、その対立には様々な他のアクターが関与し、様々な社会制度が関係している点で、極めて複雑な状況がもたらされてもいる。本稿第3章～第10章までの議論は、その複雑な構図を様々な角度から読み解くために配置されている。

それに先んじて、第1章では、先行研究を検討し、特に教育社会学の研究領域において、

子どもの自殺という対象がこれまでいかに問われてきたのかを検討した。代表的な先行研究には、E. デュルケムの集合感情論を視座とする伊藤茂樹の「子どもの自殺」研究（伊藤 2014）と、「社会問題の構築主義」を視座とする北澤毅の「いじめ自殺」研究（北澤 2015）があるが、これら両者は主にマスメディア報道を中心とする公的言説を対象化するものであった。しかし、子どもの自殺やいじめ自殺に関する今日的な常識（一定の理解のあり方）がいかなる制度や実践によって下支えされているのかが十分検討されなければ、それらの研究において掲げられた「いじめ自殺」の語り方の変更や、いじめに関するドミナント・ストーリーの相対化といった実践的課題を達成することは難しいはずである。対して本稿では、先行研究によって十分着目されてこなかった人びとの多様な実践を記述的に解明することを課題とした。

次に、補論（1）として、社会学の議論において「自殺」がいかに問われてきたのかを整理した。デュルケムが残した「自殺をそれ自体固有の社会的現象として分析する試み」（貞包 2016: 24）は、J. ダグラスや J.M. アトキンソンによって部分的に着手されてきたが、自殺をめぐる多様な人びとの解釈実践や「爾後の取り扱い」（藤原 2012: 70）に関しては経験的研究の蓄積が浅く、自殺をめぐる人びとの実践の社会的探究は、未だその多くが問われずにあることが指摘できる。

第 2 章では、先行研究の方法論的検討を踏まえつつ、本稿の基本方針を示した。特に、「社会問題の構築主義」への批判、および、それに対して可能な対応を理論的に整理し、その整理を本稿の基本方針を示すために参照した。構築主義に対する批判には、OG 批判と呼ばれる選択的相対主義のスタンスに対する批判と、本稿で「一般化批判」と名づけた方法論の問題に関わる批判とが存在する。一般化批判への対応としては 2 つの主な方向性を示した。1 つは「社会問題のワーク」研究が体现してきたように、ある事象が「社会問題」であることを前提し、その事象に関するモノグラフ的研究をおこなう方針であり、もう 1 つは、「概念分析の社会学」の論者によって主張されたように（小宮 2017）、人びとが「社会問題」をいかにそれとして理解可能にしているか（同時に、種々の活動がまさに「クレーム申し立て活動」として理解可能なのはいかにしてか）を解明していく方針である。本稿はこの両方スタンスを章によって使い分けているが、そのいずれにおいても重要なのは、子どもの自殺をめぐる生起する人びとの実践がいかなる規範のもとで秩序立ったかたちで生起しているかという点に関心を向けること、その意味で人びとの実践に着目することだと主張した。

第 3 章では、戦後から 1970 年代という時期において、子どもの自殺がいかに語られていたのかを検討した。そこでは、主な先行研究である伊藤（2014）の議論の問題点を乗り越えつつ、より詳細に当時の言説の特徴を描き出したが、分析を通じて得られた方法論・認識論的な示唆として、メディア報道に代表される公的言説空間のありようと公的機関の活動や制度のあり方の相互の影響関係に着目する必要性が示された。

以上の議論を踏まえて第 4 章では、子どもの自殺に対する学校の責任がいかに問われて

きたのかを検討した。遺族たちにとって裁判は、学校で起きた出来事をより詳しく知るための有効な手段であり続けてきた。しかし他方で、学校の法的責任が認定された事例は相対的に少ない数に留まってきた。では、裁判においてはいかなる論理で学校の責任が問われてきたのだろうか。第4章ではまずこの点を検討し、いじめや体罰といった過去の出来事と児童生徒の自殺が因果的に理解可能になるための論理を明らかにした。その上で、裁判外で生じる学校側の責任を問う実践に着目し、最後に、そうした裁判外での実践が、裁判での法的責任を認定する実践にいかに関係しうるのかを議論した。

第5章では、ある具体的な「いじめ自殺」事件のメディア報道に注目し、そこでメディア報道が単に「事実」を伝える活動に従事していただけではなく、極めて独特な仕方、事件に関する事実認定の実践にまで影響を与えうるものであったことを指摘した。

第6章では、学校災害に対する災害共済給付制度に着目して、子どもの自殺に関する社会的対処のひとつである補償・救済がこれまでいかにおこなわれてきたのかを検討した。それによって得られた知見を整理すると以下ようになる。第1に、1970年代後期、小学生による学校での自殺事件を契機に、「学校の管理下の災害」としての自殺が成立したこと。第2に、2000年代以降、中学生の「いじめ自殺」事件を契機に、「学校の管理下の災害」としての自殺の範囲が拡大したこと。第3に、2010年代以降、高校生の自殺に意志を想定する規定が争点化し、結果として高校生の「故意」による自殺でも例外的に補償・救済の範囲に含まれる場合が見られるようになったことである。このうち2点目は特に重要な変化である。というのもそれ以後、いじめや体罰、不適切指導に起因するとされた児童生徒の自殺が「学校災害」として補償・救済の対象範囲に含み込まれるようになったからである。それらの変化は、遺族らの社会的な運動によってもたらされた、「学校問題」としての子どもの自殺をめぐる実践上の変化である。

第7章では、子どもの自殺事件に関して近年数多く設置されているいわゆる第三者委員会が、いじめ防止対策推進法のいじめ定義との関係で迫られている葛藤状況を分析し、第8章では、子どもの自殺事件の事後対応をめぐって学校関係者がいかなる立場を強いられるのかを事例に即して検討した。

第9章では、「指導死」という新たな自殺類型に着目し、それがいかなる社会的状況の変化をもたらすものであったのかを考察するとともに、「いじめ自殺」概念との差異を論じた。それを受けて第10章では、「いじめ自殺」事件の遺族の経験にカテゴリー論的視座から迫ることで、遺族と学校側との対立を組み替えるための方向性を論じた。

終章では、以上の議論をもとに、本稿の2つの問いへの解答を次のように定式化した。第1に、これまで子どもの自殺は、「いじめ自殺」のみならず「体罰自殺」や「指導死」に対する問題化の活動や、それらに関する裁判、災害共済給付、第三者委員会といった様々な制度のもとでの人びとの実践を通じて、学校と関係づけられてきた。第2に、子どもの自殺が「学校問題」として捉えられるようになったのち、人びとは様々な仕方、学校や教育委員会

を問題化し、学校側の責任を問う実践に取り組んできた。以上の問いへの解答を踏まえて、子どもの自殺は過去から現在にかけて、〈わからないもの〉から〈わかるもの〉へと変化してきたと指摘した。ある時期以降の公的言説空間において、子どもの自殺は〈わかりうるもの〉、〈わかるべきもの〉としてのみ語られるようになり、とりわけ学校・教師側がそれを〈わからないもの〉として理解・提示することは許容されなくなった。この歴史的事実は、現在を生きる私たちに「どのようなあり方を望むか」という倫理的な問いを投げかけている。本稿では最後にその点を指摘し、今後の研究の展開可能性と残された課題について述べた。